

第19回 総会議事録

1 開催の日時 平成31年1月30日(木) 午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第112号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第113号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第114号 非農地確認について

議 第115号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第37号 会長専決処分の報告

報告第38号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(17名) 欠席委員(1名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)	10番 清水 秋廣(出)
11番 足立 裕子(出)	<u>12番 吉岡 雅裕(欠)</u>	13番 榎原 篤(出)
14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)	16番 岸本 定朝(出)
17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)	19番 三島 進(出)

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	成瀬 夏希
農地係長	浅野 剛志	農地係副主任	高尾 祥和
農地係主幹	大田 和孝	農地係主事	伊藤 謙
農地係主任	野津 慎一		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。ただ今から第19回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、12番の吉岡雅裕委員から提出されています。現に在任する委員の数、18名のうち、17人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。1番の宮廻委員、2番の富士本委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主事にお願いします。

議第112号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。なお、本案件の番号58番について、議第115号松江市農用地利用集積計画の決定についての利103番が関連する案件でございますので、議第115号の利103番については、本案件と併せて審議を行いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長
事務局

ご異議なしということですので、議第115号の利103番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

(議案朗読)

それでは、議第112号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件5筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それではまず、57番の案件からご説明します。なお、説明資料の斜線部分は譲受人の経営地です。申請は、秋鹿町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、市外在住で管理困難なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人の要望によるものです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、58番の案件についてご説明します。申請は、島根町野波の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに家庭の事情によるものです。譲受人の世帯は、耕運機、運搬車等の農業用機械を地域の方から借りられる予定です。取得後は、キャベツを栽培されます。

なお受人の耕作面積は66㎡であり、当該地区の下限面積20aに達しておりませんが、議案34ページ議第115号の番号利103番の利用権申請地を含めると下限面積を超えることとなります。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、59番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町上意東の田、現況畑1筆と畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、市外在住で管理困難なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。譲受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、60番の案件についてご説明します。申請は、八束町波入の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、経営規模の縮小のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人の要望によるものです。受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜

を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、58番以外の案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められ、58番については、議案34ページ議題115号の番号利103番の利用申請地を含めると下限面積を超えるため許可できるものと思われま。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案34ページ議題115号番号利103番の島根町の新規案件についてご説明いたします。今回の貸し借りの受人ですが、さきほども説明にありましてとおり、今回の利用権申請地の現況面積1990㎡と、今回の農地法第3条の取得分の面積を足すと下限面積を超えるため許可相当ということで合わせて説明させていただきました。ご審議の程お願ひいたします。

議 長
16番委員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

16番委員です。先般1月17日に3班5人で現地調査を行いました。まず3条の57番の秋鹿町でございます。ここは、1枚の田んぼが2筆に分かれておりますが、今後譲受人が所有地と申請地の田んぼを一体として耕作されるということを確認しております。58番の島根町野波の案件ですが、現地調査は行っておりません。ですが、ここは、島根町の13番委員と事務局とで確認されております。これから譲受人がしっかり耕作するという事です。59番の2筆ですが、譲渡人は市外在住で、譲受人は申請地の集落の方で、今後耕作されるということでした。説明資料の右側の筆には、梅の木が4本植わっております。今後耕作されるということを確認しました。60番八束町波入ですが、譲受人がしっかり耕作するという事で確認しております。今回の所有権移転4件ですがいずれも許可相当であると5人で確認しました。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

事 務 局

ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第112号及び、議第115号のうち利103番について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第112号及び、議第115号のうち利103番については、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

(議案朗読)

5条の85番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は秋鹿町の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地と判断いたしました。転用目的は資材置場です。転用面積、所要面積ともに148㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが建設資材等の資材置場として申請地148㎡を使用するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

5条の86番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町南講武の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2

種農地と判断いたしました。転用目的は車両置場です。転用面積、所要面積ともに225㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、譲受人が個人経営されます自動車修理工場の修理車両置場として申請地225㎡を造成して使用するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

続いて、5条の87番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は農用地区域内農地で、土地利用計画との調整も同じく農用地区域内となります。転用目的は駐車場です。転用面積は1,411㎡、所要面積も同様の1,411㎡です。許可該当条項は農地法施行令第10条第1項第1号で、農用地区域内で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、松江市立学校給食センターの整備工事を行うにあたり、給食センター隣接地である松江市健康福祉センター職員駐車場に現場事務所を設置することになったため、代替地として申請地を整備して駐車場とするものです。一時転用の期間は来年3月31日までです。申請地の一部については、現在別の業者が今月末までの期限で工事現場事務所及び駐車場として一時転用しており、そのまま本申請の事業者が使用すると、一時転用の通算期間が3年を超過することになります。そのため、事務局でも協議し、現在使用している業者が一旦農地に復元し、それを確認した上で本申請を許可するという条件で申請を受理しております。

なお、現地につきましては昨日から農地への復旧工事が行われており、本日確認しましたところ、碎石が撤去され、土が入れられた状態でした。お手元に現場の写真を配布しておりますのでご覧ください。その他事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の88番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の2筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は2種農地と判断いたしました。転用の目的は太陽光発電設備です。転用面積、所要面積ともに390㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。太陽光発電設備が161㎡、管理スペースとして229㎡を使用する計画です。その他詳細・資金計画につきましては記載のとおりです。

以上、上程しました5条4件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

16番委員です。まず、85番でございますけれども、秋鹿町の典型的な漁村集落で、高低差のある地形となっており、申請地は小道をたどった集落の中腹地点にあります。そこを今回は、資材置き場ということで所有権移転の申請が出ております。申請地は、半分ほど野菜が植わっており、もう半分は笹が自生しておりました。今回、譲受人が自宅リフォームの為資材置き場として当該地を利用するということですが、許可相当ではないかと確認しております。次に86番の鹿島町講武の案件でございますが、ここは、周囲に山や農地があります。そのため、申請地を修理車両置き場にした時に油種等が流れないように、許可する際に排水について留意するということ譲受人に指導しておくということで、許可相当ではないかと確認しております。87番の2筆ですが、先ほど事務局からの説明がありましたとおりですが、農地に復元するというのがルールになっておまして、今日明日のところで復元されるとい

議 長
1 6 番 委 員

うことでございますので、これにつきましても許可相当ではないかと判断しております。

88番ですが、周囲は既に宅地化されており、周辺への営農の支障はないものと思われます。これにつきましても許可相当ではないかと3班5人で確認いたしました。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

6番委員 6番委員です。87番の案件ですが、現況写真では盛土なのか畑の泥なのかがわからず、これで復帰した形なのか写真では確認しづらいです。写真を撮られた方、状況をお聞かせください。

事務局 今日午前11時頃、現地確認をいたしました。まだ作業は完全には終わっていないのですが、状況から判断しますに、おそらく碎石を撤去した後に固まっていた土を起こして一部に表土を入れたものかと思われます。この写真だけ見ますと、石のようなものがごろごろしているように見えるかもしれませんが、これは圧力がかかって固まった土でして、靴で踏んでみたところ簡単に崩れました。また、午後も作業をするということでしたので、今頃表面をならず作業をしているのではないかと思います。

4番委員 なお、4番委員にもお昼ごろ現地を確認していただいたので、一言補足をいただけると大変助かります。よろしく願いいたします。

4番委員 4番委員です。12時半過ぎに現地を確認しました。6番委員がおっしゃるように、現地は、元々の土の上に盛り土をしたような形です。現時点では固く叩いたところを起こしてありますのでガタガタした状況です。今後は、ここをならしていかれると思うのですが、現地を確認していかないといけないと考えております。今後も都合をつけて出かけてみたいと思います。また、事務局にも連絡したいと思います。

議長 6番委員よろしいですか。

6番委員 はい。

議長 ほかにございませんか

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。本案件について、全てが、島根県農業会議からの意見聴取が不要であります。議第113号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第113号については、原案のとおり許可することに決めます。

事務局 次に、議第114号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

(議案朗読)

議題114号非農地確認についてご説明いたします。議案と「非農地確認について」の説明資料を併せご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は2件2筆です。

それでは、番号17番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、大井町の市街化調整区域、農用地区域外の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は県道260号線から大井灘7号線を南西に約100メートル進んだ地点の北西側に位置しており平成元年ごろから耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、野津富夫農地利用最適化推進委員です。

次に、番号18番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、島根町野波の都市計画区域外、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は県道37号線から野波中央線を南東に約180メートル進み、そこから、見徳寺方向に進む道を約180メートル進んだ地点の西側約100メートルの地点に位置しており、昭和50年ごろから耕作放棄されており、現在は雑木、竹等が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員長は、川本忠夫農地利用最適化推進委員です。

以上、ご報告しましたとおり、いずれの案件も当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 務 長 局
それでは、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。
現地確認した際の現地の状況です。番号17番の案件ですが、1月7日に申請者の代理人の立ち合いの下、野津富夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、30年前ごろからすでに耕作に不便なため耕作放棄され、現在は、雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており今後耕地としての再生は困難な状況です。

番号18番の案件ですが、1月17日に申請者の立ち合いの元、川本忠夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました現地は、44年前ごろからすでに労力不足等により耕作放棄されており、現在は雑木、竹等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており今後耕地としての再生は困難な状況です。説明は以上です。

議 長
ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長
ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長
ないようでございますので、採決します。議第114号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長
ご異議なしということですので、議第114号は原案のとおり確認することに決めます。

次に、議第115号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件のうち、整理番号、利103番については、先ほど審議いただいておりますので、その1件を除いて、事務局から、説明をお願いします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局
(議案朗読)

それでは議115号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。始めに農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1から利3は大野地区の更新案件です。利4から利13は秋鹿地区の更新案件です。利14から利17は古江地区の更新案件です。利18から利20は生馬地区の更新案件です。利21は法吉地区の更新案件です。利22から利24は朝酌地区の案件で、このうち利22と利23が新規の案件です。利25は持田地区の更新案件です。利26から利32は朝酌地区の更新案件です。利33は持田地区の更新案件です。利34から利58は本庄地区の案件で、このうち利45、利48から利58までが新規の案件

です。利59は竹矢地区の更新案件です。利60から利65は大庭地区の案件で、このうち利64が新規の案件です。利66から利74は忌部地区の案件で、このうち利68の一部が新規の案件です。利75から利102は鹿島地区の案件で、このうち利94が新規の案件です。利104から利116は東出雲地区の案件で、このうち利104、利109、利111が新規の案件です。利117から利144は八雲地区の更新案件です。利145と利146は玉湯地区の更新案件です。利147から利163は宍道地区の案件で、このうち利150、利151、利161が新規の案件です。

以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田391, 274㎡、畑10, 939㎡、合計面積402, 213㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1は秋鹿地区の更新案件で、JAの転貸です。転2から転13は古江地区、JA転貸の案件で、このうち転2から転5が新規の案件です。転14から転30は古江地区、機構転貸の案件で、このうち転14から転18、転20から転25、転27、転29が新規の案件です。転31から転40は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち転31、転36と転37、転39と転40が新規の案件です。転41は川津地区、JA転貸の新規案件です。転42から転51は朝酌地区、機構転貸の案件で、このうち転47と転49が新規の案件です。転52は竹矢地区、機構転貸の新規案件です。転53は乃木地区、JA転貸の新規案件です。転54は鹿島地区、機構転貸の新規案件です。転55は東出雲地区、機構転貸の新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田201, 282㎡、畑5, 926㎡、合計面積207, 208㎡となります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第115号のうち、利103番を除いた案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第115号のうち、利103番を除いた案件は、原案のとおり決定することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第37号「会長専決処分の報告」、報告第38号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

議 長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第19回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

委 員

委 員